都の建設発生土対策に関する説明会

(令和6年度以降について)

令和6年3月15日 Microsoft Teamsによるオンライン説明会 1 開会

2 主催者挨拶

3 都建設発生土対策説明

4 質疑応答

5 閉会

- 令和6年度から都の建設発生土対策が変わります
- 資源有効利用促進法省令の改正等について
- 東京都の対応・東京都建設リサイクルガイドラインの改定
- 改正された法令、新制度への対応 その1~6
- 建設発生土の搬出先、調達先の調査
- ストックヤード運営事業者等の皆様へ
- 都関連工事の発注者の皆様へ

静岡県熱海市の土石流災害を契機に 国は建設発生土の取扱いについて省令改正等を実施 (令和6年6月完全施行)

国は、不適切な盛土等の発生を防ぐため、

適切な搬出先の利用や、最終搬出先までの確認等を元請事業者等に義務化し、

建設発生土の適切な利用、処分を担うストックヤード運営事業者登録制度を創設しました。

都は、これまで独自の指定処分制度等により建設発生土対策に取り組んできましたが、

今後は法令等に則り建設発生土を取扱う必要があります。

そこで、都は、都関連工事※における

民間施設を活用した建設発生土対策の推進<mark>について取りまとめました。</mark>



令和3年7月 静岡県熱海市の土石流災害

国立研究開発法人 科学技術振興機構ウェブサイト

東京都都市整備局

都市づくり政策部広域調整課

資源有効利用促進法省令の改正

令和5年3月3日公布 令和5年5月26日一部施行 令和6年6月1日完全施行

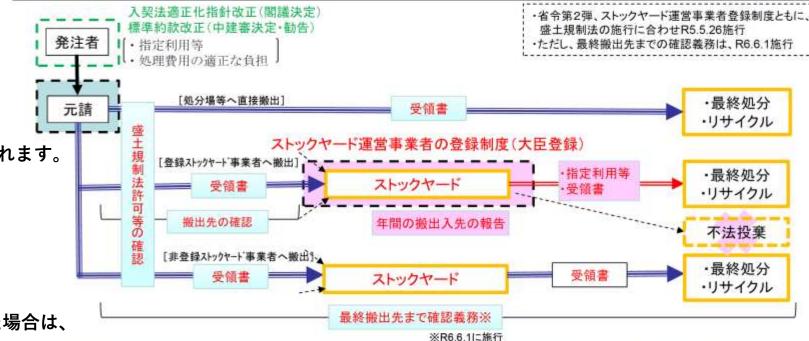
次のような取組が元請事業者等に義務付けられます。

- 適切な搬出先であることの確認
- 受領書による確認
- 最終搬出先までの確認

ただし、国登録ストックヤード等に搬出した場合は、

最終搬出先までの確認は不要<mark>です。</mark>

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について 国土交通省 盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。 【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること



- ・ストックヤート、事業者による指定利用等
- ・受領書による確認

資源有効利用促進法

(省令改正(第2弾))

適正な搬出先であることの確認

・最終機出先までの確認義務※

・受領書による確認

・年間の搬出入先の報告

盛土規制法(法改正)

・危険な盛土行為を規制

建設発生土の取扱いが法令等で規定されたことを受け、 東京都建設リサイクルガイドラインは新しくなります。

東京都建設リサイクルガイドライン

(適用日:令和6年4月1日)

- 第1章 基本的考え方
- 第2章 建設リサイクルの準備
- 第3章 リサイクル計画の作成等
- 第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応)
- 建設副産物のリサイクル等(都独自取組) 第5章
- 第6章 緑のリサイクル等
- 第7章 建設リサイクル実施状況の把握等
- 第8章 建設リサイクルを支える仕組み

- ■東京都建設リサイクルガイドラインとは
- □ 建設リサイクル推進施策やその方法を解説する都関連工事における手引書
- □ 再生資源利用「促進」計画書(実施書)や、廃棄物処理法における建設廃 棄物の取扱い、資源有効利用促進法省令の取組(受領書、最終搬出先まで 確認等)といった法定取組を紹介
- □ 指定処分制度、セット利用の原則といった都独自取組を規定



法定取組と、さらに上乗せの都独自取組で構成

■よくある問合せ

- ロ ガイドラインは、契約図書、設計基準や監督基準ではありません。
- □ 都発注工事の場合、東京都工事施行規程により発注局の基準に基づき設計や監督等 を行ってください。
- □ 都独自取組は、特記仕様書への記載や指示書の交付等により実施してください。

都は独自取組として、資源有効利用促進法省令の対象工事を拡大しています。

※平成17年度から対象工事を拡大中

■対象工事の基準

	再生資源省令 再生資源利用計画書(実施書)の作成、受領書の交付等	指定副産物省令 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成、受領書の交付を求める、 最終搬出先までの確認等
省令の基準	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1.土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2.砕石・・・・・・・・・・500 t 以上 3.加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・500 m 3 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材
都独自の 基準 (都関連工事)	次のいずれかが該当する建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 2. 砕石 3. 加熱アスファルト混合物 「下限値なし)	次のいずれかが該当する指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土を搬出する工事 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設泥土 建設発生木材 建設混合廃棄物 3. 金属くず 廃プラスチック 紙くず アスベスト その他の廃棄物

都関連工事が建設発生土を搬出する場合、国登録ストックヤード等を利用します。

■都独自取組の指定処分制度

従来

指定処分(A)

- ・東京都建設発生土再利用センター
- ·UCR受入地
- ·新海面処分場
- ·中央防波堤内側埋立地(中防内側受入基地)
- ・国登録ストックヤード 等

指定処分(B)·(C)

(下記の要件を満たす施設)

- ・建設発生土が建設資材等として有効利用
- ・各種法令等の許認可
- ・再搬出先の確認 等

R 5 省令改正等

『不法な盛土等を防ぐ』

- 適切な搬出先の利用
- 最終搬出先の確認
- 国登録ストックヤード制度の創設

令和6年度~

指定処分 I

最終搬出先の確認が免除(省令第6条第3項)

- ・国又は地方公共団体が管理する場所
- ・他の建設現場で利用する場合
- ・国登録ストックヤード
- ・最終搬出先(UCR受入地に限る)

指定処分Ⅱ

搬入元別に建設発生土を区分管理し、 工期中に最終搬出先まで確認できる受入地

- □ 指定処分 | は指定処分 ||より優先
- □ 建設発生土の有効利用に該当しない搬出先は利用しない

「発生抑制>現場内利用>工事間利用>指定処分」の考え方は従来と同じです。

■建設発生土の有効利用(優先順位)

発生抑制

建設発生土は、まず、その発生抑制を徹底



現場内利用

建設発生土が発生する場合は現場内利用を実施



工事間利用

現場外に搬出せざるを得ない場合は<mark>工事間利用</mark>を実施 搬出する建設発生土の規模が一定以上の場合は、海面処分場との工事間利用を実施



指定処分 I

工事間利用ができない場合は、

指定処分 I に該当する搬出先を利用

ただし、新海面処分場については、延命化を図る観点から

他の搬出先への搬出が不適な土質のものを優先

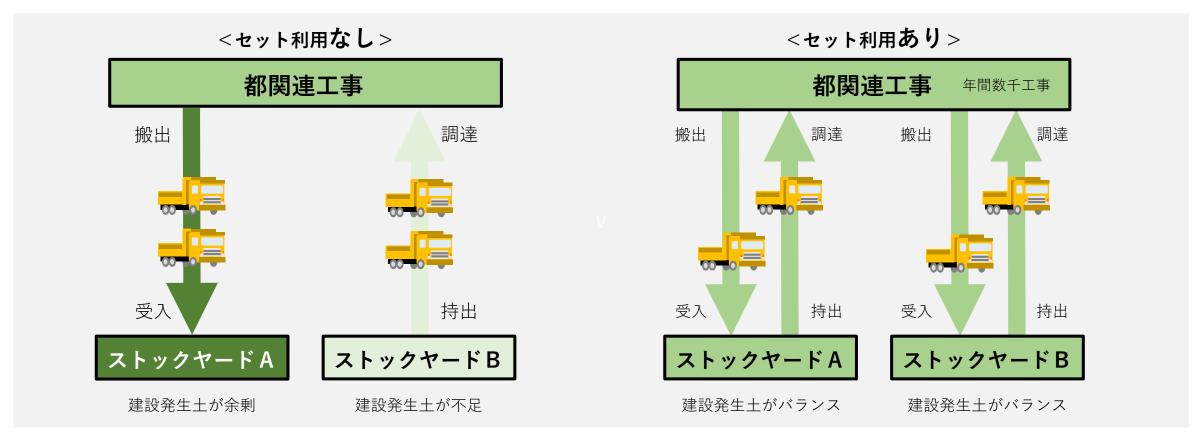


指定処分 || 指定処分 | に該当する搬出先が利用できない場合は、

指定処分Ⅱに該当する搬出先を利用

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、 建設発生土を搬出する同一の搬出先からの 土材料の調達(セット利用)を原則とします

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、セット利用を原則とします。



建設発生土が循環利用されにくい

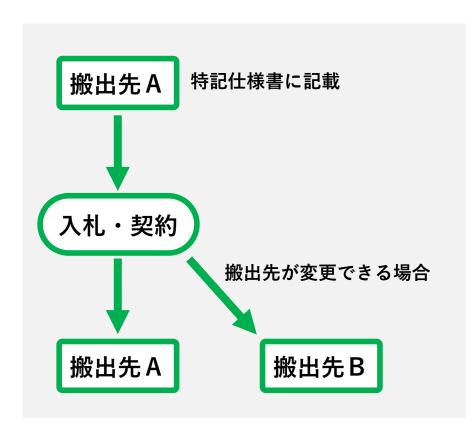
- ⇒予定していた搬出先が利用できない可能性
- ⇒工事の工程にも影響

建設発生土が循環利用される

=建設発生土の有効利用

指定処分制度の変更に伴い、特記仕様書記載例も変わります。

■特記仕様書記載例の紹介



指定処分Ⅰの場合(最終搬出先の記録の作成、保存が不要)

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。な お、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合におい て必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設 リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでけ !ればならない。

ア 搬出先名称:〇〇〇〇

(以下、省略)

土材料全般について

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。 土材料の品質については別途、監督職員から指示する。指示が無い場合は建設発生土の使用を

標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」(平成18年8月10日 ┇付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)によるものとする。

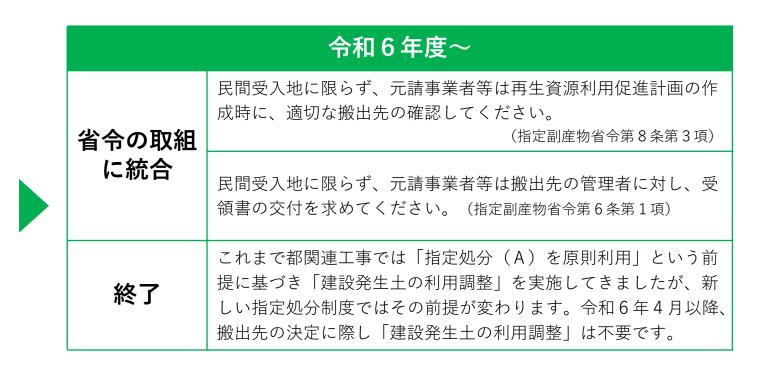
指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材 料を調達すること(セット利用)を原則とする。

上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

従来の都独自取組のうち、省令と重複する取組等は変更します。

■変更となる都独自取組

~令和5年度
民間受入地確認制度
リサイクル証明書による有効利用の確認
土砂伝票等による管理
建設発生土の利用調整 (東京建設発生土情報システムを含む)



□ 令和6年4月以降、下記の各搬出先の利用を希望する場合は、各搬出先が指定する方法で手続きを行ってください。

東京都建設発生土再利用センター、UCR受入地、新海面処分場、中央防波堤内側埋立地(中防内側受入基地)

国登録ストックヤード等の利用料金や利用条件を都独自に調査し、公表します。

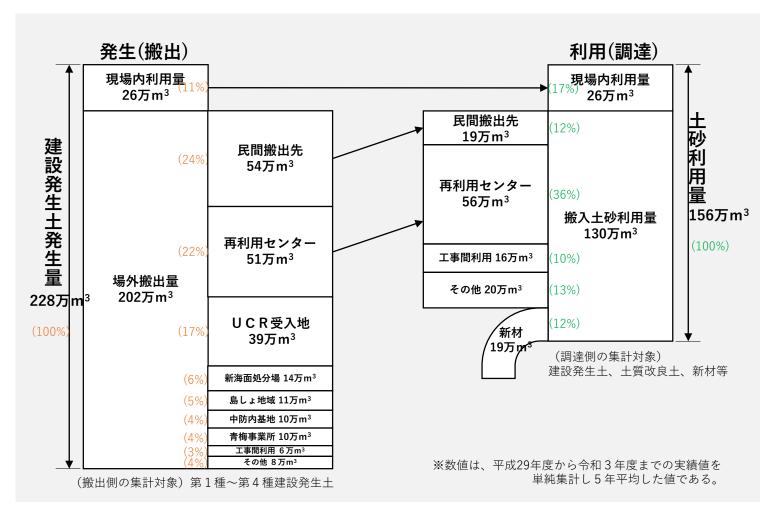
■調査項目と公表内容

情報	対象施設		基本情報		取扱い土質		施設の	営業日	利用	利用	施設	都関連 工事の	セット
	国登録 ストック ヤード	国登録 ストック ヤード以外	(所在地・電 話番号・ホー ムページ等)	の 許認可	受入	持出	種類	営業 時間	料金	条件	能力	利用可否	割引の 有無
国公表	0	×	0	0	0	0	×	×	×	♪ 利用条件の 有無のみ	×	×	×
都公表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	利用条件の 詳細あり	0	0	0
指定処分Ⅰに該当する搬出先						利用促進調成に必要な		工事費算出、工事施工に 不可欠な情報を提供					

- □ 建設発生土搬出調達先調査は3か月に1回を目安に実施します。
- □ 調査内容の内、調査先から公表の同意が得られる項目に限り、ホームページで公表します。

令和6年4月以降、ストックヤード運営事業者等との定期的な意見交換の実施を 予定しています。

■都関連工事における建設発生土の流れ (H29~R3の平均)



■背景

従来、都は独自の指定処分制度として、公共系搬出先 の利用を原則としてきました。

新しい指定処分制度では、公共・民間の区別がなくなります。

令和6年度以降、建設発生土を有効利用していくためには、ストックヤード運営事業者等の皆様の御協力が 今まで以上に重要だと考えています。

■目的

建設発生土の搬出・調達側である「発注者」と、搬出・調達先である「ストックヤード運営事業者等」が 認識や課題を共有し、都関連工事のおける建設発生土 の有効利用を実現していきます。

今後の予定は、別途ホームページでお知らせします。

新しい東京都建設リサイクルガイドラインは、令和6年4月1日から適用されます。

東京都建設リサイクルガイドライン (適用日:令和6年4月1日) (再掲) 第1章 基本的考え方 第2章 建設リサイクルの準備 第3章 リサイクル計画の作成等 第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応) 第5章 建設副産物のリサイクル等(都独自取組) 第6章 緑のリサイクル等 第7章 建設リサイクル実施状況の把握等

第8章 建設リサイクルを支える仕組み

- ■【都独自取組】指定処分(A)・(B)・(C)から指定処分 I・IIへ
- □ 都関連工事が令和6年4月1日以降に指定処分を行う場合、指定処分 I・II に該当する搬出先を選択してくださるようお願いします。
- □ 令和5年度以前のガイドラインに基づき請負契約が締結された工事については、工事の進捗状況等を踏まえ順次、令和6年度版ガイドラインに基づき施工を行ってくださるようお願いします。

■よくある問合せ(再掲)

- □ ガイドラインは、契約図書、設計基準や監督基準ではありません。
- □ 都発注工事の場合、東京都工事施行規程により発注局の基準に基づき設計や監督等 を行ってください。
- □ 都独自取組は、特記仕様書への記載や指示書の交付等により実施してください。

東京都都市整備局

都市づくり政策部広域調整課

■発生土利用基準について(平成18年8月10日大臣官房技術調査課) 東京都建設リサイクルガイドラインにも掲載

区分 (国土交通省令)		コーン指数 qc(kN/m²)	工作物の 埋戻し	建築物の 埋戻し	土木構造 物の裏込 め	道路用盛土		河川築堤		土地造成	
						路床	路体	高規格堤 防	一般 堤防	宅地 造成	公園・緑地 造成
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種改良土	_]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2種建設発生土	第2a種	800以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(砂質土、礫質土	第2b種		0	0	0	0	0	0	0	0	0
及びこれらに準ずるもの)	第2種改良土		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3種建設発生土	第3a種	400以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(通常の施工性が確保される	第3b種		0	0	0	0	0	0	0	0	0
粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3種改良土		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの [第3種建設発生土を除く])	第4a種	200以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第4b種		Δ	0	Δ	Δ	0	0	0	0	0
	第4種改良土		Δ	0	Δ	Δ	0	0	0	0	0

◎:そのままで使用が可能なもの

○:適切な土質改良を行えば使用可能なもの

△:評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの

■よるある問合せ

- □ 東京都建設発生土再利用センターは、土木材料仕様書(東京都建設局)が規定 する「第2種改良土」を製造(①最大粒径13mm以下、②CBR3%以上、20%以下)
- □ 上記「発生土利用基準について」の第2種改良土とは異なる。